

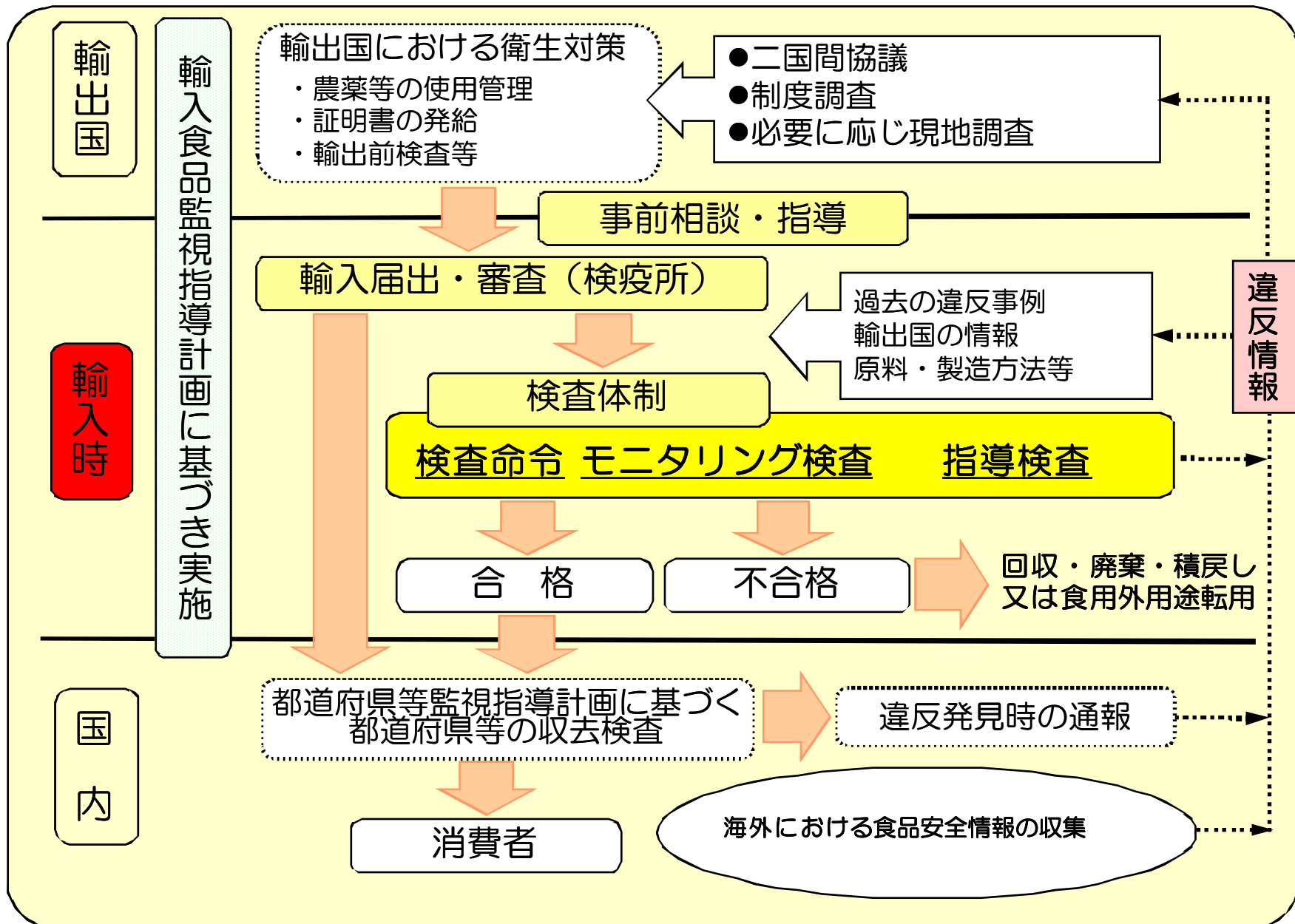


# 検疫所における輸入食品の 安全性確保への取組について

(平成24年1月19日)

横浜検疫所食品監視課

# 輸入食品の監視体制等の概要



# 検疫所での輸入食品に係る業務

---

(食品監視課)

- ❖ 食品衛生法第27条に基づく輸入届出の受理及びその審査に関すること。

# 輸入食品の届出制度

❖ 食品衛生法第27条に基づき、輸入の都度厚生労働大臣に届出を行わなければならない。

## 【輸入目的】

販売用（不特定多数への授与を含む。）

営業上使用

## 【届出対象品目】

食品

添加物

器具・容器包装

おもちゃ

# 食品等の輸入届出事項

届出書の記載事項については、食品衛生法施行規則第32条に規定されている。

## 届出事項

- ❖ 輸入者の氏名、住所
- ❖ 食品等の品名、数量、重量、包装の種類、用途
- ❖ 使用されている添加物の品名
- ❖ 加工食品の原材料、製造又は加工方法
- ❖ 遺伝子組換え又は分別流通生産管理の有無
- ❖ 添加物製剤の成分
- ❖ 器具、容器包装又はおもちゃの材質
- ❖ 貨物の事故の有無

等

# 食品等輸入届出書

**食品等輸入届出書**

厚生労働大臣 殿

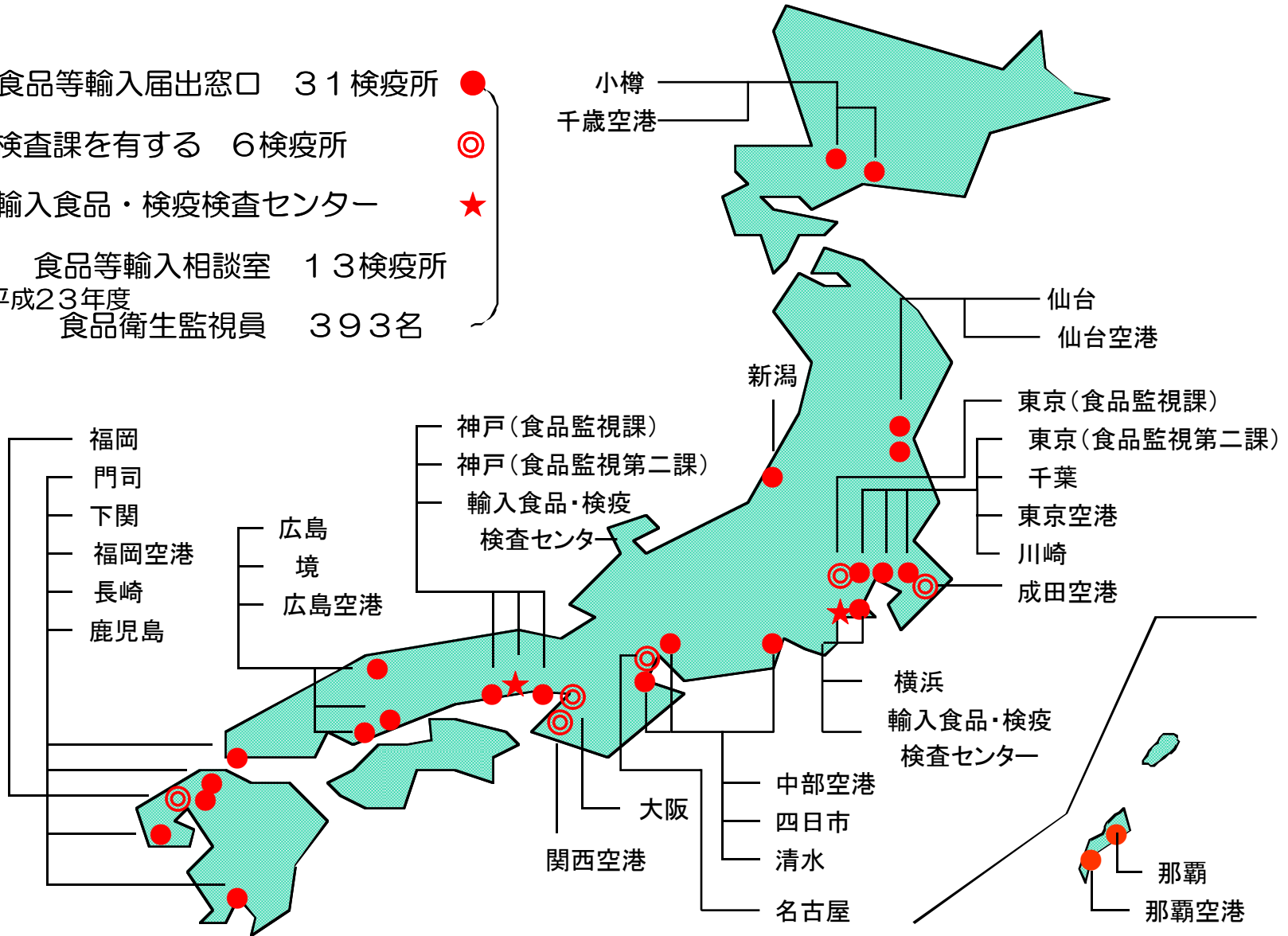
輸入者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び所在地）

① 届出書の種類		氏 名	
② 届出の種類	新規・計画輸入	住 所	
③ 輸入者コード		(電話番号)	
④ 届出番号コード			

1	① 貨物の別	食品・添加物・器具・容器包装・おもちゃ	② 継 続	Y・N	③ 衛生証明書番号
④ 品目コード					⑤ 貨物が加工食品であるときは原材料・コード 貨物が器具、容器包装又はおもちゃであるときはその材質・コード
⑥ 品 名					
⑦ 積込数量・コード					
⑧ 積込重量				kg	
⑨ 用途・コード					⑥ 貨物が添加物を含む食品の場合当該添加物の品名・コード 貨物が添加物製剤の場合その成分・コード (いずれの場合も番号の目的で使用されるものを除く)
⑩ 包装種類・コード					
⑪ 登録番号1					
⑫ 登録番号2					
⑬ 登録番号3					
⑭ 貨物が加工食品であるときは製造又は加工方法・コード					
⑮ 備 考					届 出 済 印

# 食品等輸入届出窓口配置状況

- 食品等輸入届出窓口 31 検疫所 ●
- 検査課を有する 6 検疫所 ◎
- 輸入食品・検疫検査センター ★
- 食品等輸入相談室 13 検疫所
- ※平成23年度
- 食品衛生監視員 393名



# 輸入届出の受理及び審査

- ❖ 届出書において要求される記載事項が全て記載されていること。
- ❖ 届出された内容が適法であること。
  - ・ 食品又は添加物についての基準又は規格に違反していないこと。
  - ・ 添加物としてその使用が認められていること。
- ❖ 検査命令等の検査の対象の有無。
- ❖ 厚生労働本省から検査強化の指示の有無。
- ❖ 食肉等については、輸出国政府機関が発行した衛生証明書が添付されていること。
- ❖ 届出に対して100%審査が行われる。



# 検疫所での輸入食品に係る業務

## (食品監視課)

- ❖ 食品衛生法第27条に基づく輸入届出の受理及びその審査に関すること。
- ❖ 食品衛生法第28条第1項に基づく報告の要求、臨検、検査及び収去に関すること。
- ❖ 食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に関すること。

# モニタリング検査

- ❖ 法第28条第1項に基づく検査
- ❖ 多種多様な輸入食品について、食品衛生上の状況について幅広く監視し、必要に応じて輸入時検査を強化する等の対策を講じることを目的
- ❖ 164食品群ごとに違反の可能性、輸入実績等を考慮して検査件数・検査項目を年度毎に設定する年間計画に基づいて実施
- ❖ 国が費用負担、検査結果の判明を待たずに輸入手続きを行うことができる。

(計画数)

平成21年度  
83,400件

平成22年度  
85,000件

平成23年度  
86,100件

# モニタリング検査以外の行政検査

- ❖ 法第28条第1項に基づく検査
- ❖ 検査結果判明まで輸入不可
- ❖ 行政上の検査が必要と判断される食品等
  - ◆ 審査で届出内容に疑義を認めたもの
  - ◆ 過去に同類品で違反のあったもの
  - ◆ 輸送途上での事故により衛生上の問題があるもの
  - ◆ 本邦へ初めて輸入されるもの
  - ◆ 厚生労働本省から指示のあったもの

# 検査命令

- ❖ 法第26条第3項に基づく検査
- ❖ 自主検査やモニタリング検査、国内での収去検査等において法違反が判明するなど、法違反の可能性が高いと見込まれる食品について実施
- ❖ 輸出国における規制・衛生管理の状況、過去の違反実績等を勘案した上で必要範囲に適用
- ❖ 輸入者に対し、輸入の都度、実施を命じる検査
- ❖ 輸入者が費用負担、検査結果判明まで輸入不可
- ❖ 解除にあたっては、輸出国における原因究明・再発防止対策、輸入時検査の実績等を踏まえ検討

# 国別検査命令対象品目（平成23年4月現在抜粋）

対象国・地域	対象食品例	検査項目例	条件等
全輸出国 (17品目)	落花生及びその加工品（落花生を 主要原料とするものに限る。）	アフラトキシン	
	すじこ	亜硝酸根	
	キャッサバ及びその加工品（でん ぷんを除く。）	シアン化合物	
中国 (28品目)	鶏肉及びその加工品	フラゾリドン	
	鰻及びその加工品	マラカイトグリーン	
	えび及びその加工品	クロルテトラサイクリン	
	二枚貝及びその加工品（貝柱のみ のホタテガイを除く。）	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	淡水産であることを示す中国政府の 証明書が添付されたものを除く。
	大粒落花生	アセトクロール、BHC	
	ウーロン茶及びその加工品	トリアソホス	
	生食用ウニ	腸炎ビブリオ	別途指示する製造者で処理されたも のに限る。
タイ (11品目)	バナナ及びその加工品	シペルメトリン	別途指示する輸出業者から輸出され た生鮮バナナを除く。
	おくら及びその加工品	EPN	別途指示する輸出業者から輸出され た生鮮おくらを除く。
	レモングラス及びその加工品	EPN	
米国 (5品目)	生鮮パパイヤ	遺伝子組換え	別途示すハワイ州政府が発行した分 別管理に係る証明書が添付されてい るものを除く。
	とうもろこし	アフラトキシン	

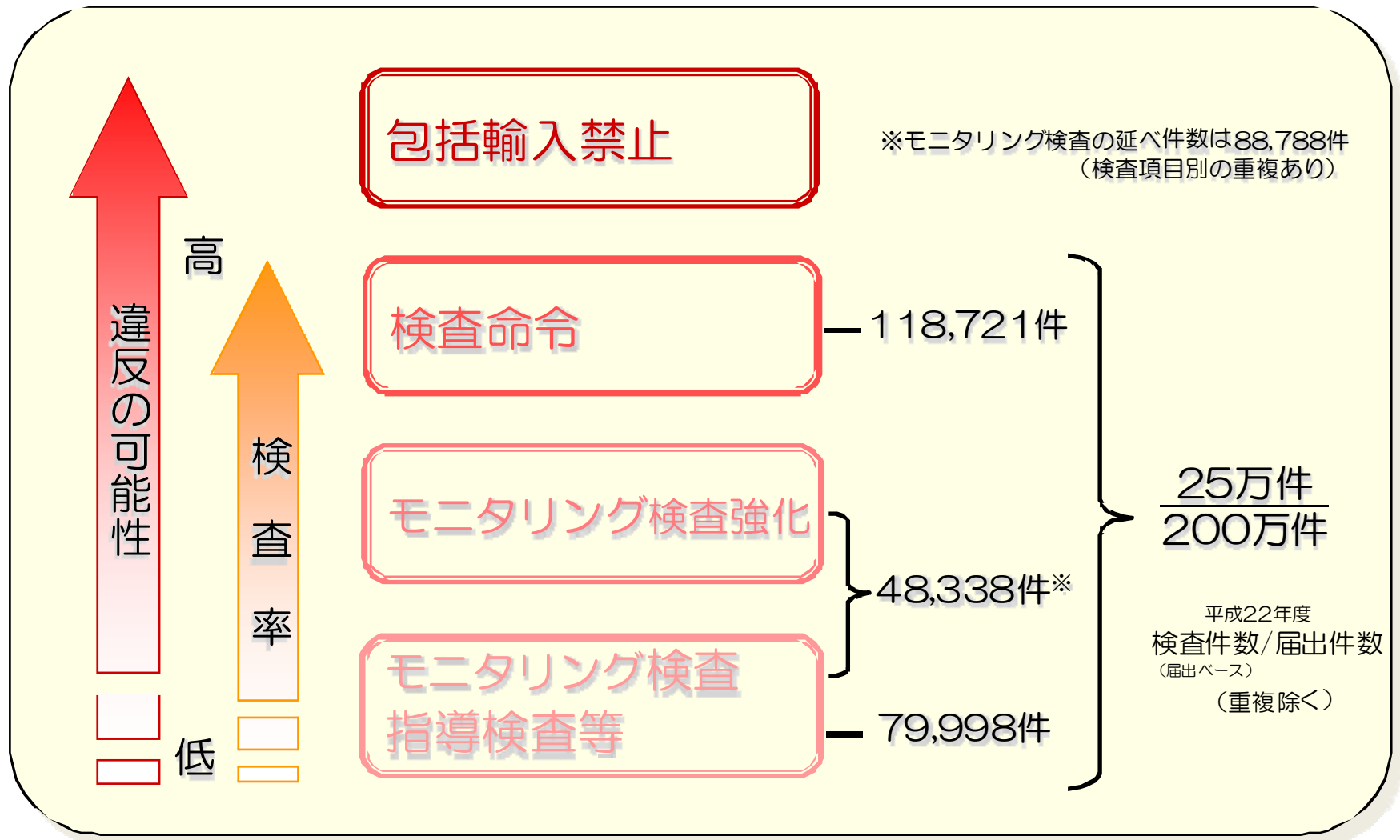
全輸出国17品目及び31カ国・1地域の91品目（平成23年4月現在）

検査命令品目一覧 <http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/kensa/2011/dl/01b.pdf>

# 指導検査（自主検査）

- ❖ 農薬や添加物等の使用状況や同種の食品の違反情報等を参考として、輸入者の自主的な衛生管理の一環として、国が輸入者に対して定期的な（初回輸入時を含む）実施を指導する検査等
- ❖ 食品衛生法に適合していることの確認が必要と判断される食品等
  - ◆ 規格基準が定められている食品等
  - ◆ 使用基準のある添加物を使用している食品等
  - ◆ 初回輸入時、類似品で違反

# 輸入時の検査体制の概要



# 検疫所での輸入食品に係る業務

## (食品監視課)

- ❖ 食品衛生法第27条に基づく輸入届出の受理及びその審査に関すること。
- ❖ 食品衛生法第28条第1項に基づく報告の要求、臨検、検査及び収去に関すること。
- ❖ 食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に関すること。
- ❖ 輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導に関すること。



# 輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導

- ❖ 基本的指導事項を踏まえ、輸入前指導の実施（特に初めて輸入する食品の場合や違反事例のある食品）
- ❖ 輸入前指導による違反発見→改善指導、輸入見合わせ指導 →経済的、時間的損失の防止
- ❖ 初回輸入時及び定期的な自主検査の指導 →自主管理の徹底
- ❖ 記録の作成及び保存 →安全性の情報提供・遡及調査
- ❖ 輸入者、通関業者、倉庫業者への食品衛生に関する知識の普及啓発（説明会の開催）  
→法規制の熟知、食品の安全への認識

# 検疫所での輸入食品に係る業務

## (食品監視課)

- ❖ 食品衛生法第27条に基づく輸入届出の受理及びその審査に関すること。
- ❖ 食品衛生法第28条第1項に基づく報告の要求、臨検、検査及び収去に関すること。
- ❖ 食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に関すること。
- ❖ 輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導に関すること。

## (検査センター・検査課)

- ❖ 食品衛生法第28条第1項に基づく収去した食品等の試験に関すること。

# 検査センター・検査課のおもな試験項目

---

## (検査センター)

- ❖ 残留農薬、抗菌性物質等
- ❖ 遺伝子組換え食品
- ❖ アフラトキシン、パツリン等のカビ毒
- ❖ 病原微生物（腸管出血性大腸菌O-157等）

## (検査課)

- ❖ 添加物
- ❖ 病原微生物（リステリア等）

# 主な食品衛生法違反内容（平成22年度）

違反条文		違反件数	構成比 (%)	主な違反内容
6	販売を禁止される食品及び添加物	407	28.4	とうもろこし、落花生、ハトムギ、とうがらし、ピスタチオナッツ、アーモンド、ケツメイシ等のアフラトキシンの付着、有毒魚類の混入、下痢性貝毒の検出、シアン化合物の検出、非加熱食肉製品等からのリステリア菌検出、コーヒー豆、米、小麦等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生等
9	病肉等の販売等の制限	1	0.1	衛生証明書の不添付
10	添加物等の販売等の制限	113	7.9	TBHQ、サイクラミン酸、アゾルビン、パテントブルーV、キノリンイエロー、一酸化炭素、オレンジII、ヨウ素化塩、パラオキシ安息香酸メチル等の指定外添加物を使用したもの
11	食品又は添加物の基準及び規格	771	53.8	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反（農薬の残留基準違反）、水産物及びその加工品の成分規格違反（動物用医薬品の残留基準違反、農薬の残留基準違反）、その他加工食品の成分規格違反（大腸菌群陽性等）、添加物の使用基準違反（ソルビン酸、安息香酸ナトリウム、二酸化硫黄等）、添加物の成分規格違反
18	器具又は容器包装の基準及び規格	124	8.6	器具・容器包装の規格基準違反、原材料の材質別規格違反
62	おもちゃ等の準用規定	18	1.3	おもちゃ又はその原材料の規格違反
計		1,434（延数） 1,376（違反届出件数）		

# 違反が判明した場合の対応

- ❖ 輸入者に対し、廃棄、積戻し又は食用外用途への転用を指示（国内流通する場合には、関係の都道府県等と連携し、回収等の措置を講じる）
- ❖ 都道府県等の監視により違反輸入食品が発見された場合、当該情報に基づき輸入時検査を強化
- ❖ 違反のあった輸入者に対する措置
  - ◆ 違反原因の調査及び再発防止策の報告
  - ◆ 同一製品を再度輸入する場合にあっては、サンプル品の検査等による改善が図られていることの確認
- ❖ 違反を繰り返す輸入者に対する営業の禁停止処分
- ❖ 悪質な事例等の告発
- ❖ 違反事例の公表（ホームページ）

# 横浜検疫所横浜検疫公開の心構え



検査センター正面

検査センターは野口英世博士が勤務したゆかりの地です。検査資料館には明治28年の開所以来の検査器具や機材、古い検査の資料などを展示しています。



検査資料館

**2011年10月29日(土)**

## 輸入食品・検査検査センター、検査資料館

場 所：横浜市金沢区長浜107番地の8

入場受付：09:00~15:00

入場料等：入場無料、申込予約不要



### 見学場所案内図



#### ～主な公開内容～

- ビデオによる検査所の業務紹介及び  
質疑応答コーナー（ビデオ放映時間 約25分）
- 体験コーナー
  - ・コーヒー豆のサンプリング体験
  - ・細菌・蚊・ダニ及びノミなどを顕微鏡で観察



- 施設の公開・パネル展示等
  - ・輸入食品の検査、珍しい食品や違反品の展示
  - ・試験検査の方法、検査施設・検査機器の展示

※一部内容が変更になる場合があります。

問い合わせ先：横浜検疫所総務課  
電話：045-201-4458  
(公開当日 携帯：080-5081-4458)

- 駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用願います。
- 小学生以下の方は大人の方同伴でお越しください。
- ペット同伴での立入はご遠慮願います。
- 施設内で飲食等ができる場所はありません。

ご静聴ありがとうございました。

